



二月 梅の花

会社の寿命は30年と言われていました。
今はその半分15年と言っても良いでしょう。
毎年新しい会社は何10万社できますがそのうち3年もつのは1割あるかないかとも言われています。それほど会社を維持成長させていくのは大変なことなのでしょう。

成長してここ2、3年売上がなんとなしに漸減し、明確な原因もわからぬまま来てしまっている会社（食品製造小売業）があります。私はその会社の社長さんに下記のような手紙をしたためました。守秘義務もありますので要旨とさせていただきます。

さて最近の業績について、老婆心ながら少々心配しています。

競争激化、仕入れ単価の上昇…。理由は数え上げればきりがありません。

今まで順調すぎた会社の歩み。ここで初心に還る、原点回帰を果たそうではありませんか。それはまず「本日開店のころ」「ころはい

ある売上漸減の得意先への手紙から

つも1年生」…。

あのスタートのころの初心に還ってみませんか。

モラロジー経営法をひもとくと「1・品質は最上級でなくても良い」「2・薄利多売でなく厚利小売り」「3・よく説明すること」をあげています。

手がかかるわけです。

またこんなことも教えてもらっています。品物に魂をこめる、魂をこめる…。

どういうことか。私も今勉強中で、少々その意味がわかってきたところです。

目に見えない伝播があるようです。

いずれにしてもむずかしい時代のなかにあります。しかしわたしはこんなふうにならなっています。何が起きようが「今、良い方向に向かっている」

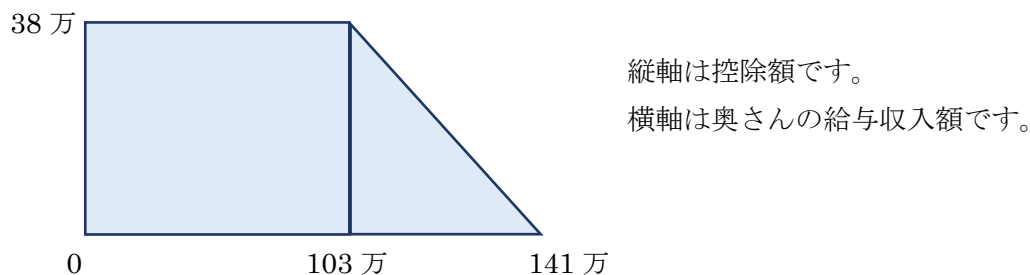
そう考えるだけで事態は好転するはず。そんな気持ちです。

ただ何となくのマンネリから脱せねばと思います。

【SLE 研究室】配偶者の控除額変更について

昨年までは、所得者本人（扶養する側）の配偶者（扶養される側、奥さんとして説明します）に給与収入がある場合、奥さんの給与収入額が 103 万円までなら所得税の配偶者控除が 38 万円（住民税は 33 万円）あり、奥さんの給与収入額が 103 万円～141 万円未満で、かつ所得者本人の所得が 1,000 万円以下なら、所得税の配偶者特別控除が 3～38 万円（住民税は 3～33 万円）ありました。

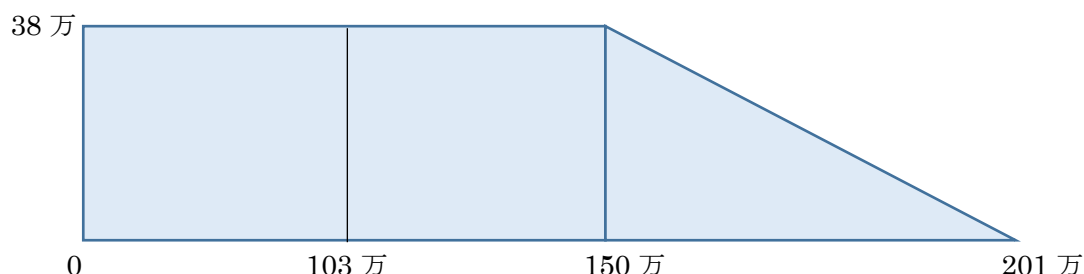
昨年までのイメージ図



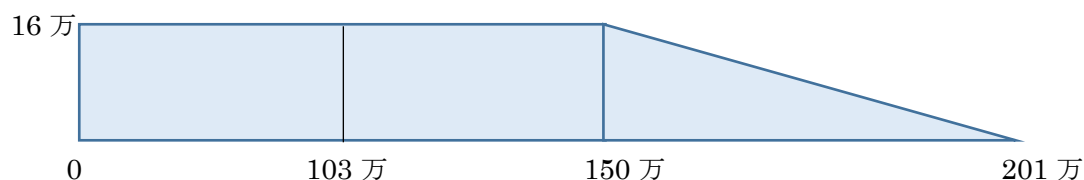
これが、平成 30 年 1 月 1 日から変更になりました。

所得者本人の所得額が 900 万円以下の場合、奥さんの給与収入額が 150 万円までで所得税は 38 万円控除、住民税は 33 万円控除。150 万円～201 万円未満で所得税は 3～38 万円、住民税で 3～33 万円の控除額となりました。本人の所得が 1,000 万円まで徐々に控除額が減少し、1,000 万円を超えると控除額が無くなります。

これからのイメージ図（本人の所得額が 900 万円以下の場合）



（本人の所得額が 950 万円の場合）



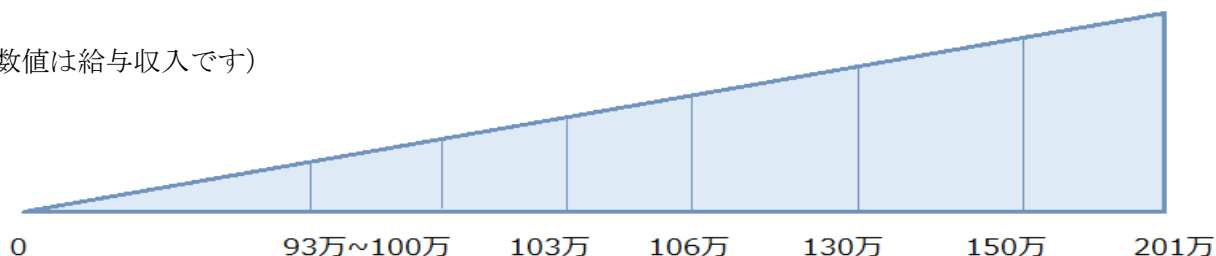
尚、今回の変更は、所得者本人の配偶者に対する控除額の改正であり、配偶者の税制及び社会保険の改正ではありません。配偶者の収入に対する課税や社会保険に関しては・・・(次ページにつづく)



【SLE 研究室】配偶者の課税、社会保険について

配偶者（奥さんとして説明します）の給与収入について「103万円の壁」「130万円の壁」といった言葉を聞いたことがある方もおられるのではないのでしょうか。奥さんの給与収入に対する「壁」とは？下記に図示してみます。

（数値は給与収入です）



- ・給与収入 93～100 万円から（市区町村によって違いがあります）

住民税の課税が始まります。

- ・給与収入 103 万円から

所得税の課税が始まります。

- ・給与収入 106 万円から

以下に該当する従業員は社会保険への加入が義務になります。

- ①労働時間が週 20 時間以上 ②月額賃金 8 万 8 千円以上
- ③勤務期間 1 年以上の見込み ④従業員 501 人以上の企業

- ・給与収入 130 万円から

旦那さんが会社の社会保険に加入している場合、奥さんは旦那さんの社会保険上の扶養から外れます。

- ・給与収入 150 万円から

旦那さんの税金計算上、配偶者特別控除額が減額されていきます。

- ・給与収入 201 万円から

旦那さんの税金計算上、配偶者に対する控除額が無くなります。

以上を参考に、どうぞ社会の為により良い生活を送って下さい。

（SLE 研究室 志村）



さわやか土曜塾のご案内

人生・家庭・職場の羅針盤

身口意一致して責任を尽くす

「身口意」とは、行ないと言葉と心づかいを意味します。日常の様々な場面において、言行を一致させることは言うまでもありませんが、果たしてその言動には心づかいが伴っているのでしょうか。自負心や高慢心に基づいたものではなく、相手や社会のことを思っの衷心から発せられているのでしょうか。常々意識し、いつしか無意識に「身口意一致」させられるよう振る舞いたいものです。

さわやか土曜塾では最高道徳の格言を学んでおります。皆様のご参加をお待ちしております。

**** 2018 年 3 月のさわやか土曜塾 ****

日時：2018 年 3 月 10 日(土) 10:00～11:30

場所：辻堂図書館 会議室

会費：500 円

詳細は志村(智江)・野村まで



毎週火曜は朝塾の日！

火曜日の朝始業前に、事務所員が持ち回りでプレゼンを行なっています。

「ニューモラル」を読みましょう！

第 643 回朝塾より 担当：宇久田邦子

みなさん、おはようございます！今日はみんなで「ニューモラル」を読みましょう！

「ニューモラル」は、公益財団法人モラロジー研究所が月に一度発行している 20 ページ足らずのポケットサイズの小冊子です。楽しい家庭、明るい職場、住みよい社会をつくるための心遣いに行かないのヒントになることが書かれています。

今月号の内容はというと・・・『「ツイている人」の考え方』です！

皆さんは、自分だけ嫌な仕事ばかり押し付けられてばかり…などといふ愚痴をこぼしたくなかった経験はありませんか？そんなときでも自分の心の習慣次第で「ツイてない」から「ツイている」に変えることができれば、なんて素晴らしいことでしょう！

毎月テーマを変えて心の持ちようについて学べる「ニューモラル」。

ご家庭、職場などにさりげなく置かれてみてはいかがですか。

宇久田会計にて何冊かご用意しておりますので、興味のある方には差し上げますのでご連絡ください♪

(まとまった部数を定期購入される場合は 1 冊 40 円です)



*** **

標準服に違和感！

皆さまご存知のことでしょうが、あの東京銀座にある小学校の標準服の話。

5 万から 8 万というお金もさることながら、アルマーニというブランドそしてそれを着ることによっての教育とはどんなものなのか？

兄からのお古を清潔に・・・と教わった世代として違和感！！

ブランドを着る優越感、差別・・・間違った教育にならないかと思うのは老婆心か？

*** **

発行・編集 宇久田進治税理士事務所/株経営センターグロウ

〒251-0042 藤沢市辻堂新町 1-1-2 クロスポイント湘南 6F

TEL 0466 (36) 0627

FAX 0466 (33) 4892

URL : <http://www.ukuta.net/>

** 編集部では皆様に喜んでいただける紙面にしたいと思っております **

お読みになったご感想、お読みになりたい記事等のご意見をお聞かせくだされば幸いです。

(e-mail : seto@ukuta.net 又は上記 FAX でお願いいたします。)